

令和7年1月29日

答 申 書

京都市長 松 井 孝 治 様

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 居 内



令和7年1月29日付けで諮問のありました令和7年度京都市国民健康保険事業について、下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を65万円から66万円に、
後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を24万円から
26万円に改定することは、適当であると認める。